

2 月 例 会 資 料

令和3年2月24日
保 険 研 究 委 員 会

<留意事項>

1. 口腔内装置について

- ・製作方法と使用材料について、診療録へ記載して下さい。
- ・顎関節症、歯ぎしりに対して、口腔内装置を用いた治療を行っている場合における症状、所見等について、診療録へ記載して下さい。

<報告事項>

□第19次審査情報提供事例（別添）

□令和3年4月に行われる随時改定Iについて（歯科鑄造用金銀パラジウム合金）

- ・現在の告示価格 2,450円
- ・令和3年4月随時改定I時の告示価格 2,668円

□ペリオフィール歯科用軟膏2%の販売名変更について

新販売名は『ミノサイクリン塩酸塩歯科用軟膏2%「昭和」』となります。

尚、旧販売名の経過措置期間は2021年3月31日ですが、9月末に延長される予定です。

□オンライン資格確認の補助金について（再掲）

・基準事業額上限が32.1万円→42.9万円に増額されました。この上限補助を受けるためには、令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーの申し込みが必要です。

・オンライン資格確認システムの導入・設置に係る補助金の対象期限については、令和5年3月31日となります。

・補助金の申請期限についても設置完了後、令和5年6月30日となり、まとめて1回の申請となります。

<連絡事項>

□令和3年3月レセプトチェック勉強会は開催されません。

質問のある方は、保険研究委員会委員の先生にお尋ね下さい。

第19次審査情報提供事例

(別添)

No.	項目	提供事例
65	検査	原則として、「歯髄壊疽（P u エソ）」病名で、細菌簡易培養検査の算定を認める。
66	検査	原則として、画像診断の算定がない「D O O 2 歯周病検査 2 歯周精密検査」の算定を認める。
67	検査	原則として、仮床試適と同日に行われた顎運動関連検査の算定を認める。
68	画像診断	原則として、「咬合異常（M a 1）」病名で、画像診断の算定を認める。
69	画像診断	原則として、歯冠修復物の不適合又は破損のみで、画像診断の算定を認める。
70	画像診断	原則として、「上顎洞炎」病名で、歯科エックス線撮影（全顎撮影以外の場合）の算定を認める。
71	画像診断	原則として、歯科エックス線撮影（全顎撮影以外の場合）算定後、同一部位に対する歯科エックス線撮影（全顎撮影の場合）の算定を認める。
72	画像診断	原則として、処置又は手術の算定がない、同月又は連月の複数回の歯科パノラマ断層撮影の算定を認めない。
73	画像診断	原則として、腐骨除去手術後の歯科パノラマ断層撮影の算定を認める。
74	画像診断	原則として、「開口障害」病名で、歯科パノラマ断層撮影の算定を認める。
75	画像診断	原則として、「歯の脱臼（L u x）」病名で、歯科パノラマ断層撮影の算定を認める。
76	画像診断	原則として、「下顎隆起」病名で、歯科パノラマ断層撮影の算定を認める。
77	画像診断	原則として、「顎骨腫瘍」病名で、歯科パノラマ断層撮影と同日に行われた歯科用3次元エックス線断層撮影の算定を認める。
78	画像診断	原則として、埋伏智歯で、歯科エックス線撮影（全顎撮影以外の場合）、歯科エックス線撮影（全顎撮影の場合）又は単純撮影（その他の場合）後の歯科用3次元エックス線断層撮影の算定を認める。
79	画像診断	原則として、「象牙質知覚過敏症（H y s）」病名で、咬翼法撮影を行った場合の歯科エックス線撮影の算定を認める。
80	画像診断	原則として、上顎のみ又は下顎のみの疾患で、咬翼法撮影を行った場合の歯科エックス線撮影の算定を認める。
81	画像診断	原則として、「顎関節症」病名で、同日に、同一部位に対するコンピューター断層撮影（C T 撮影）＜医科点数表＞と磁気共鳴コンピューター断層撮影（M R I 撮影）＜医科点数表＞の算定を認める。
82	画像診断	原則として、上顎洞炎手術後で同日のコンピューター断層撮影（C T 撮影）＜医科点数表＞と磁気共鳴コンピューター断層撮影（M R I 撮影）＜医科点数表＞の算定を認める。
83	画像診断	原則として、「顎関節症」病名で、磁気共鳴コンピューター断層撮影（M R I 撮影）＜医科点数表＞の算定を認める。
84	処置	原則として、「歯髄炎（P u 1）」病名で、う蝕処置の算定を認める。
85	処置	原則として、「脱離」の病名のみで、う蝕処置又は歯髄保護処置の算定を認めない。
86	処置	原則として、「P」病名で、歯周病検査の算定がない歯周炎に対する歯の削合を行った場合の咬合調整の算定を認める。
87	処置	原則として、前歯部に対して歯冠形態修正を行った場合の咬合調整の算定を認める。
88	処置	原則として、第三大臼歯に対する残根削合の算定を認める。
89	処置	原則として、「歯の破折（F r T）」病名で、歯髄保護処置の算定を認める。
90	処置	原則として、「象牙質知覚過敏症（H y s）、う蝕（C）」病名で、歯髄保護処置の算定を認める。
91	処置	原則として、う蝕薬物塗布処置後、同一部位に対する「I O O 1 歯髄保護処置 2 直接歯髄保護処置」の算定を認める。

92	処置	原則として、う蝕処置の算定がない「I 0 0 1 歯髄保護処置 2 直接歯髄保護処置」の算定を認める。
93	処置	原則として、う蝕薬物塗布処置後、同一部位に対する「I 0 0 1 歯髄保護処置 3 間接歯髄保護処置」の算定を認める。
94	処置	原則として、「象牙質知覚過敏症 (H y s) →う蝕 (C)」の移行病名に対して、「I 0 0 1 歯髄保護処置 3 間接歯髄保護処置」の算定を認める。
95	処置	原則として、う蝕処置の算定がない「I 0 0 1 歯髄保護処置 3 間接歯髄保護処置」の算定を認める。
96	処置	原則として、「う蝕 (C)」病名で、知覚過敏処置の算定を認めない。
97	処置	原則として、「う蝕 (C)」以外の傷病名で、う蝕薬物塗布処置の算定を認めない。
98	処置	原則として、永久歯に対するう蝕薬物塗布処置の算定を認める。
99	処置	原則として、スクレーピング及び歯周基本治療処置を行った歯に対するう蝕薬物塗布処置の算定を認める。
100	処置	原則として、歯科診療特別対応加算を算定した患者に対して、初期う蝕早期充填処置の算定を認める。
101	処置	原則として、大白歯の根分離歯に対する3根管以上の歯内療法の算定を認める。
102	処置	原則として、「歯髄炎 (P u l)」病名で、歯髄切断の算定を認める。
103	処置	原則として、「根尖性歯周炎 (P e r)」病名で、抜髄の算定を認めない。
104	処置	原則として、生活歯髄切断後に抜髄の算定を認める。
105	処置	原則として、同日に、同一部位に対する歯の破折片の除去を行った場合の「J 0 7 3 口腔内軟組織異物 (人工物) 除去術 1 簡単なもの」と抜髄の算定を認める。
106	処置	原則として、「歯髄炎 (P u l)」病名で、感染根管処置の算定を認めない。
107	処置	原則として、「歯髄壊死 (P u エシ)」病名で、感染根管処置の算定を認める。
108	処置	原則として、「歯髄壊疽 (P u エソ)」病名で、感染根管処置の算定を認める。
109	処置	原則として、「象牙質知覚過敏症 (H y s) →根尖性歯周炎 (P e r)」の移行病名で、感染根管処置の算定を認める。
110	処置	原則として、根管充填の根管数より少ない根管数の加圧根管充填処置の算定を認める。
111	処置	原則として、歯の脱臼による歯の再植術後に根管充填と併せて行った加圧根管充填処置の算定を認める。
112	処置	原則として、電氣的根管長測定検査の算定がない場合であっても、根管充填と併せて行った加圧根管充填処置の算定を認める。
113	処置	原則として、「G」病名で、同一部位に対して2回目の「I 0 1 1 歯周基本治療 1 スクレーピング」の算定を認める。
114	処置	原則として、同日に、同一部位に対する歯周基本治療と歯根端切除手術の算定を認める。
115	処置	原則として、「G」病名で、歯周基本治療処置の算定を認める。
116	処置	原則として、同月に、別部位に対する歯周外科手術と「I 0 1 4 暫間固定 1 簡単なもの」の算定を認める。
117	処置	原則として、同月に、同一部位に対する暫間固定と暫間固定装置修理の算定を認める。
118	処置	原則として、同日に、同一部位に対するう蝕歯即時充填形成と暫間固定の算定を認める。
119	処置	原則として、暫間固定装置(レジン連結冠固定法)に対して、暫間固定装置修理の算定を認める。
120	処置	原則として、乳歯列期の「歯ぎしり (B r x)」病名で、口腔内装置の算定を認める。
121	処置	原則として、対顎が無歯顎の場合においても、「I 0 1 8 歯周治療用装置 2 床義歯形態のもの」の算定を認める。

122	処置	原則として、画像診断の算定がない歯冠修復物又は補綴物の除去の算定を認める。
123	処置	原則として、同日に、同一部位に対する歯冠修復物又は補綴物の除去と抜歯を前提として急性症状の消退を図ることを目的とした根管拡大等を行った場合の「I006 感染根管処置 1 単根管」の算定を認める。
124	処置	原則として、同日に、同一部位に対する歯冠修復物又は補綴物の除去と「M001 歯冠形成 1 生活歯歯冠形成」又は「M001 歯冠形成 2 失活歯歯冠形成」の算定を認める。
125	処置	原則として、同日に、同一部位に対する歯冠修復物又は補綴物の除去と「M001 歯冠形成 3 窩洞形成」の算定を認める。
126	処置	原則として、同日に、同一部位に対する歯の破折片の除去を行った場合の「J073 口腔内軟組織異物（人工物）除去術 1 簡単なもの」と歯冠修復物又は補綴物の除去の算定を認める。
127	処置	原則として、「P」病名のみで、暫間固定装置の除去の算定を認める。
128	処置	原則として、「歯の亜脱臼」病名で、暫間固定装置の除去の算定を認める。
129	処置	原則として、「義歯ハセツ」病名で、有床義歯床下粘膜調整処置の算定を認めない。
130	手術	原則として、「G」病名で、抜歯手術の算定を認めない。
131	手術	原則として、「P急発」病名で、「J000 抜歯手術 1乳歯」、「J000 抜歯手術 2 前歯」又は、「J000 抜歯手術 3 臼歯」の算定を認める。
132	手術	原則として、「歯肉膿瘍（GA）」病名で、抜歯手術の算定を認めない。
133	手術	原則として、処置、手術又は歯冠修復・欠損補綴後に抜歯に至った場合の、抜歯手術又はヘミセクション（分割抜歯）の算定を認める。
134	手術	原則として、「根尖性歯周炎（Per）」病名で、ヘミセクション（分割抜歯）の算定を認める。
135	手術	原則として、「歯の破折（FrT）」病名で、ヘミセクション（分割抜歯）の算定を認める。
136	手術	原則として、根分岐部に係る疾患がないヘミセクション（分割抜歯）の算定を認める。
137	手術	原則として、上顎大臼歯に対するヘミセクション（分割抜歯）の算定を認める。
138	手術	原則として、第三大臼歯に対するヘミセクション（分割抜歯）の算定を認める。
139	手術	原則として、「根尖性歯周炎（Per）」病名のみで、歯根嚢胞摘出手術の算定を認めない。
140	手術	原則として、「根尖性歯周炎（Per）」病名のみで、歯根端切除手術の算定を認める。
141	手術	原則として、「根尖性歯周炎（Per）」病名で、歯の再植術の算定を認める。
142	手術	原則として、乳歯の脱臼で、歯の再植術の算定を認める。
143	手術	原則として、移植を受ける部位が「P」病名の場合であっても歯の移植手術の算定を認める。
144	手術	原則として、「歯槽骨鋭縁（SchA）」病名で、「歯槽骨整形手術、骨瘤除去手術」の算定を認める。
145	手術	原則として、欠損部位以外に対する「歯槽骨整形手術、骨瘤除去手術」の算定を認める。
146	手術	原則として、「智歯周囲炎（Perico）」病名で、「頬、口唇、舌小帯形成術」の算定を認めない。
147	手術	原則として、「頬粘膜粘液嚢胞」病名で、「J033 頬腫瘍摘出術 1 粘液嚢胞摘出術」の算定を認める。
148	手術	原則として、「頬粘膜腫瘍」、「頬皮嚢胞」又は「リンパ上皮性嚢胞」病名で、頬粘膜腫瘍摘出術の算定を認める。
149	手術	原則として、「エプーリス」病名で、「J047 腐骨除去手術 1 歯槽部に限局するもの」の算定を認めない。
150	手術	原則として、「骨髓炎」病名で、腐骨除去手術の算定を認める。
151	手術	原則として、欠損部位以外の場合においても腐骨除去手術の算定を認める。

152	手術	原則として、抜歯後、同一部位に対する「J047 腐骨除去手術 1 歯槽部に限局するもの」の算定を認める。
153	手術	原則として、「薬物性歯肉炎」病名で、「J063 歯周外科手術 3 歯肉切除手術」の算定を認める。
154	手術	原則として、「歯根露出」又は「象牙質知覚過敏症 (H y s)」病名で、「J063 歯周外科手術 6 歯肉歯槽粘膜形成手術 ハ 歯肉弁側方移動術」の算定を認める。
155	手術	原則として、上顎に対する「J063 歯周外科手術 6 歯肉歯槽粘膜形成手術 ホ 口腔前庭拡張術」の算定を認める。
156	手術	原則として、「口腔前庭狭小」病名で、「J063 歯周外科手術 6 歯肉歯槽粘膜形成手術 ホ 口腔前庭拡張術」の算定を認める。
157	麻酔	原則として、下顎臼歯部の歯周外科手術を行うにあたって伝達麻酔の算定を認める。
158	麻酔	原則として、「J013 口腔内消炎手術 1 智歯周囲炎の歯肉弁切除等」を行うにあたって伝達麻酔の算定を認める。
159	麻酔	原則として、「P」病名で、下顎臼歯部の抜歯手術を行うにあたって伝達麻酔の算定を認める。
160	歯冠修復及び欠損補綴	原則として、ヘミセクション後、歯内療法の算定がない歯冠修復の算定を認める。
161	歯冠修復及び欠損補綴	原則として、「う蝕 (C) →歯髄炎 (P u l)」の移行病名で、「う蝕 (C)」に対する窩洞形成、う蝕歯即時充填形成又はう蝕歯インレー修復形成の算定を認める。
162	歯冠修復及び欠損補綴	原則として、「歯の破折 (F r T)」病名で、「M001 歯冠形成 3 窩洞形成」及び充填の算定を認める。
163	歯冠修復及び欠損補綴	原則として、う蝕薬物塗布処置を行った歯に対する「M001 歯冠形成 3 窩洞形成」及び充填の算定を認める。
164	歯冠修復及び欠損補綴	原則として、「う蝕 (C)」病名で、支台築造の算定を認める。
165	歯冠修復及び欠損補綴	原則として、根管充填前の支台築造印象の算定を認めない。
166	歯冠修復及び欠損補綴	原則として、同日に、同一部位に対するリテーナーとテンポラリークラウンの算定を認めない。
167	歯冠修復及び欠損補綴	原則として、同一部位に対して築造物の脱離と歯冠修復物の脱離による再装着を行った場合において、各々の装着の算定を認める。
168	歯冠修復及び欠損補綴	原則として、増歯での有床義歯修理に対する仮床試適の算定を認める。
169	歯冠修復及び欠損補綴	原則として、「脱離」の病名のみで、充填の算定を認めない。
170	歯冠修復及び欠損補綴	原則として、「疑い」の病名で、充填の算定を認めない。
171	歯冠修復及び欠損補綴	原則として、小児保険装置 (バンドループ) 装着部位に対する充填の算定を認める。
172	歯冠修復及び欠損補綴	原則として、歯周病安定期治療期間中の有床義歯の算定を認める。
173	歯冠修復及び欠損補綴	原則として、1歯の残根上に義歯を製作した場合における有床義歯の算定を認める。
174	歯冠修復及び欠損補綴	原則として、有床義歯修理時に使用した「M023 バー1 鋳造バー」及び「M023 バー2 屈曲バー」の算定を認める。
175	歯冠修復及び欠損補綴	原則として、「口腔褥瘡性潰瘍 (D u l)」病名で、有床義歯修理の算定を認めない。
176	歯冠修復及び欠損補綴	原則として、「義歯ハソン」病名で、有床義歯内面適合法の算定を認めない。
177	歯冠修復及び欠損補綴	原則として、「低位咬合」病名で、有床義歯内面適合法の算定を認めない。
178	歯冠修復及び欠損補綴	原則として、1歯又は2歯欠損の有床義歯に対する有床義歯内面適合法の算定を認める。